

令和3年度農薬危害防止運動中央講習会（東部地区）

農薬の適正使用について

静岡県富士農林事務所

生産振興課

内 容

- 1 農薬取締法と農薬
- 2 農薬販売者のポイント
- 3 農薬使用者のポイント

1 農薬取締法と農薬

農薬取締法の目的（第一条）

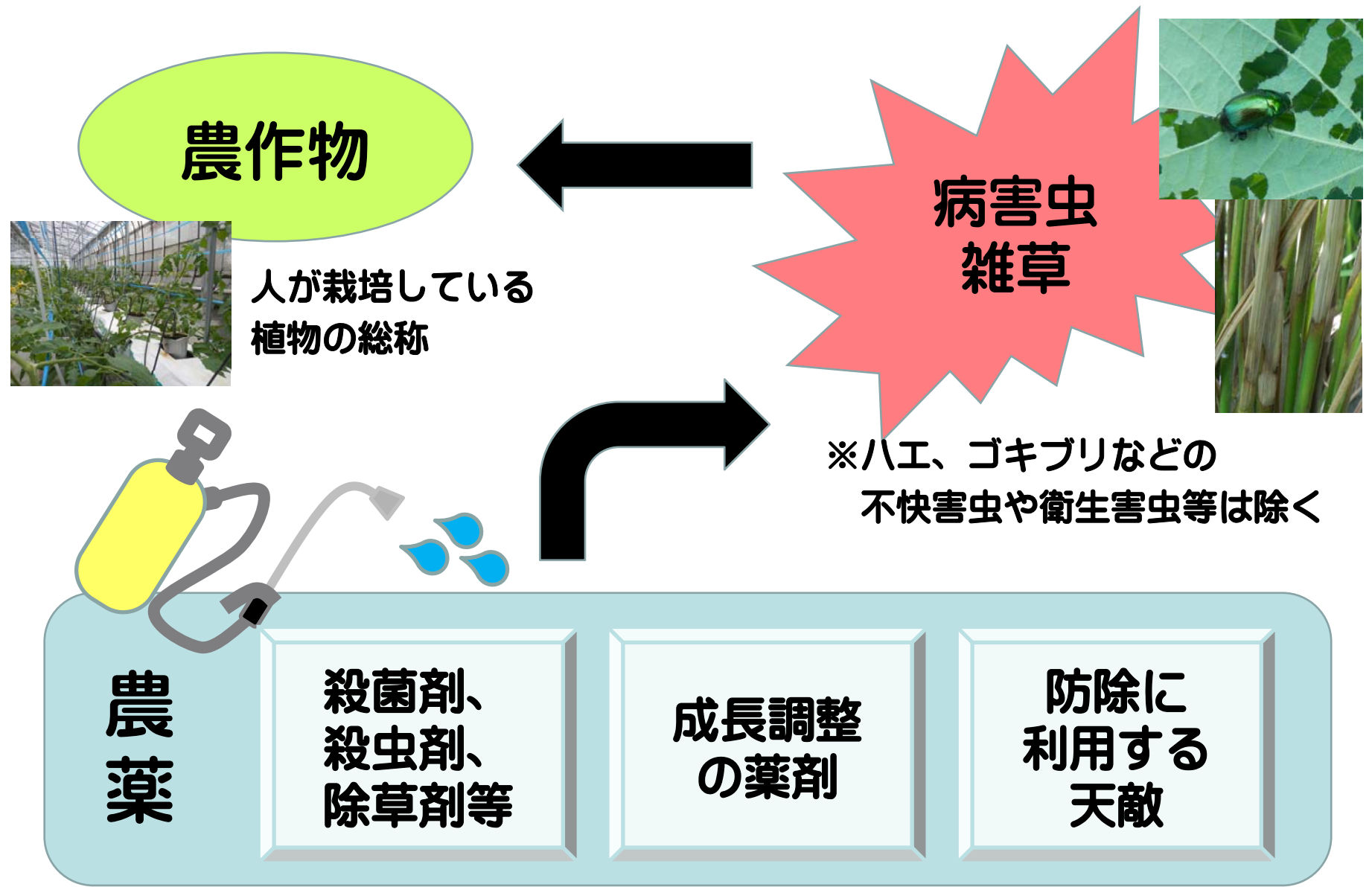
農薬の登録制度
販売・使用の規制



農薬の品質の適正化、
安全・適正な使用を確保することで...

農業生産の安定
国民の健康・生活環境を守る

農薬の定義（第二条）



農薬の登録（第三条）

○農薬

農林水産大臣の登録が必要

○特定農薬

人等に害を及ぼすおそれがないとして、
農林水産大臣、環境大臣が指定
（土着天敵、エチレン、次亜塩素酸水、
重曹、食酢が有効成分）

2 農薬販売者のポイント

農薬販売者の立入検査項目

遵守義務

- ・ 販売者の届出
- ・ 不適正表示
- ・ 無登録農薬
- ・ 使用不能農薬
- ・ 虚偽宣伝
- ・ 有効期限
- ・ 分割販売
- ・ 一般農薬受払帳簿
- ・ 指定農薬の受払帳簿
- ・ 非農耕地用除草剤の表示

**違反
事項**

その他指導項目

- ・ 毒劇法に関する指導事項
- ・ 消防法に関する指導事項

農薬販売者変更届、廃止届について

届出内容に変更が生じた場合（廃止を含む）

1 変更届（様式第2号）もしくは廃止届（様式第3号）

2 添付書類

届出区分	添付書類	
変更届	①交付済みの 「農薬販売の証」	②氏名及び住所変更の場合 ・ 法人の場合…登記簿抄本及び定款 ・ 個人の場合…住民票
		③販売所の所在地が変更した場合 ・ 販売所の所在地の略図
廃止届	交付済みの「農薬販売の証」のみ添付	

農薬の販売制限又は禁止

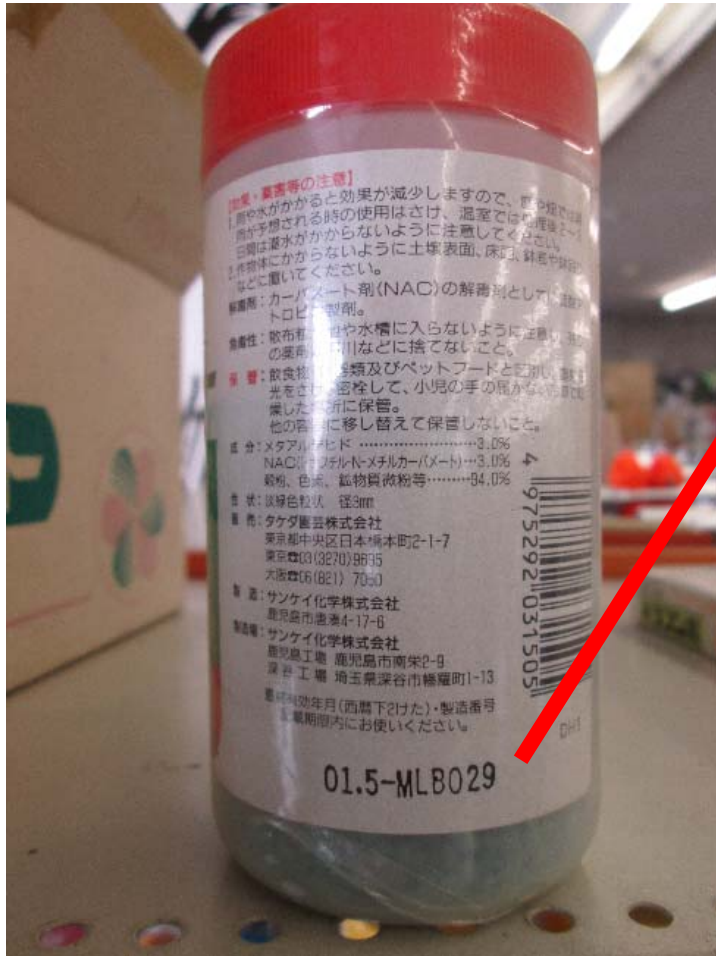
- 販売者は、容器又は包装に農林水産省の登録番号のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

登録番号 →

農林水産省登録 第14374号

- 省令で販売禁止農薬として定められた農薬（DDT、パラチオン、ダイホルタン、ケルセン（H16年）、マリックス（H22年）等27剤）等の販売は禁止されている。

有効期限切れ農薬の販売に対する指導



01.5-MLB029

有効期限切れの農薬 2001年5月

販売しないよう指導

帳簿の記帳と保存の義務（1）

- ・ 一般受払簿の記帳義務があります
- ・ 端末画面等で荷動きがわかればOK

少なくとも
3年間保存

(例) 普通物

(品名) オルトラン粒剤

(規格) 1 k g

年月日	受入数	払出数	在庫数	備考
R3年4月1日			8	繰越
4月7日		5	3	
4月14日	20		23	
4月21日		3	20	

帳簿の記帳と保存の義務（2）

- ・ シマジンは水質汚濁性農薬として指定
- ・ 譲受数量及び譲渡先別の数量を記載



(例) 水質汚濁性農薬（指定農薬）

（品名）シマジン水和剤

（規格）100g

年月日	受入数	払出数	在庫数	供給先		備考
				住所	氏名	
R3年4月1日			15			繰越
4月7日		5	10	富士市〇〇	静岡 太郎	
4月14日	20		30			
4月21日		3	27	富士市△△	農林 花子	

※水質汚濁性農薬のシマジンは、普通物に相当する。

農薬として使用できない除草剤

- ・ 農耕地用除草剤と農薬として使用できない除草剤は区別して店頭陳列
- ・ 農薬として使用できない除草剤は「農薬として使用できない」と表示



農耕地用



農薬として使用できない除草剤

3 農薬使用者のポイント

農薬使用者の立入検査項目

- ・ 無登録農薬の使用

遵守義務

- ・ 適用作物
- ・ 使用量、濃度
- ・ 使用時期
- ・ 総使用回数
- ・ 農水省への使用計画提出
(くん蒸、ゴルフ場、航空防除)

**違反
事項**

責務

- ・ 人畜等への危害防止措置
- ・ 水質汚濁防止措置

努力義務

- ・ 有効期限農薬の取扱
- ・ 飛散防止措置
- ・ 農薬使用の記帳
- ・ 水田での止水対策
- ・ 土壌消毒剤の拡散防止

その他指導項目

- ・ 防除時の服装、残液処理・防除器具洗浄、空容器の処理
- ・ 保管場所、在庫管理、施錠設備、飲食物空容器の使用
- ・ 指定農薬の使用、保管

使用の禁止（第二十四条）

○農薬

農林水産省登録 第14374号

農林水産大臣の登録が必要

○特定農薬

人等に害を及ぼすおそれがないとして、
農林水産大臣、環境大臣が指定
（土着天敵、エチレン、次亜塩素酸水、
重曹、食酢等）

上記以外は、農薬として使用してはならない

農薬使用者の遵守義務

1 食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務

・適用作物への使用

・使用量又は濃度の範囲内

・使用時期

・総使用回数の範囲内

2 以下の者は農薬使用計画を、毎年度、農林水産大臣に提出

・くん蒸農薬使用者

・航空散布の農薬使用者

・ゴルフ場の農薬使用者

食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務

- ・ 適用作物への使用
- ・ 使用量又は濃度の範囲内
- ・ 使用時期
- ・ 総使用回数の範囲内

適用害虫及び使用方法							
作物名	適用病虫害	希釈倍数	使用方法	使用時期	本剤の使用回数	散布液量	イミダクロプリドを含む農薬の総使用回数
とうもろこし	アブラムシ類	4000倍	散布	収穫14日前まで	2回以内	100～300L/10a	3回以内(但し、種子粉衣は1回以内、は種後は2回以内)
	アブラムシ類	64倍	無人ヘリコプターによる散布	収穫14日前まで	2回以内	3.2L/10a	3回以内(但し、種子粉衣は1回以内、は種後は2回以内)
キャベツ	アブラムシ類	4000倍	散布	収穫7日前まで	2回以内	100～300L/10a	3回以内(但し、育苗期の灌注及び定植時の土壌混和は合計1回以内、散布は2回以内)
メキャベツ	アブラムシ類	4000倍	散布	収穫7日前まで	2回以内	100～300L/10a	2回以内

散布前に農薬のラベルで使用基準を確認！！

適用作物について

一緒だと思っていた作物が違う適用作物の場合も...

ポイント	作物名	
大きさが違う	トマト	ミニトマト
収穫時期が違う	だいず	エダマメ
部位が違う	さといも	さといも (葉柄)
形が違う	レタス	リーフレタス

農薬使用者の努力規定

1 有効期限

2 記帳

…使用日、場所、

農薬の種類、使用量、作物

3 農薬飛散防止

…特に航空散布や住宅地周辺での使用、

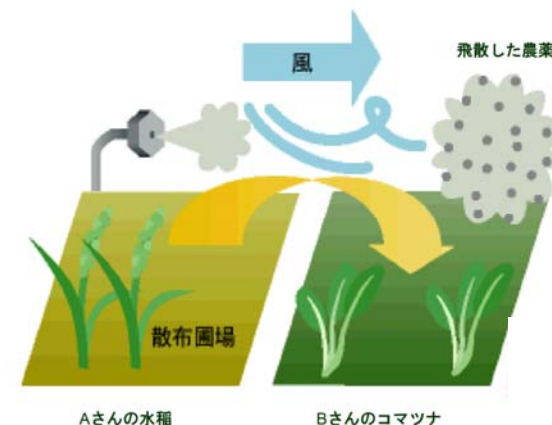
低減ノズル・剤型・風の弱い日や時間帯、

散布圧力

4 水田で使用する農薬の止水期間

5 土壌くん蒸剤の被覆期間

5月8日	ダイアジノン粒剤		2kg				
	フォース粒剤	1500	50L				*****
5月20日	EPN乳剤		2000				
	モスピラン水和剤		1000				
	プロポーズ水和剤		3000				
	サントクテン		1500	50L			*****
5月29日	EPN乳剤		2000				
	モスピラン水和剤		1000				
	プロポーズ水和剤		3000				**
	サントクテン		1500	50L			
6月10日	EPN乳剤		2000				
	アルハリン水和剤		1000				
	プロポーズ水和剤		3000				
			2000	50L			



その他指導項目

○使用状況

- ・ 防除時の服装
- ・ 残液処理、防除器具の洗浄
- ・ 空容器の処理

○保管管理状況

- ・ 保管場所
- ・ 在庫管理
- ・ 施錠設備
- ・ 飲食物容器の使用

○指定農薬の使用・保管



罰則（第四十七条～第五十二条）

販売に係る義務違反	【自然人】 3年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 (又は併科)
	【法人】 1億円以下の罰金
使用に係る義務違反	3年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 (又は併科)